

姫路市上下水道局管理規程第 13 号

令和 7年10月 1日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の  
一部を改正する規程

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成19年姫路市企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「次条」を「第9条」に改める。

第18条第2項中「除く」の次に「。次項において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条に次の1項を加える。

3 子育て部分休業の時間は、前項に規定する期間内において、第18条の4第5項で定める1年の期間ごとに、市規則第25条で定めるところにより職員が申出をした次の各号のいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間（短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲内

(2) 1年につき第18条の4第6項で定める時間を超えない範囲内

第18条の2第4項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「及び次条」を「、次条及び第18の4第2項」に改める。

第18条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休業」を「第18条の4第1項の子育て部分休業」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間）」

を「時間」に改める。

第18条の4第1項中「子育て部分休業」を「第18条第3項第1号に掲げる時間に係る同条第2項に規定する子育て部分休業（以下「第1号子育て部分休業」という。）」に、「単位」を「承認」に改め、「30分」の次に「を単位として行うもの」を加え、同条第2項中「子育て部分休業の時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「ある日」の次に「の子育て部分休業」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間）」を「時間」に改め、同条第3項中「連続した2時間」を「1日につき2時間」に改め、「連続した時間で、」及び「と、「当該2時間」とあるのは「当該時間」」を削り、同条に次の3項を加える。

4 第18条第3項第2号に掲げる時間に係る同条第2項に規定する子育て部分休業（以下「第2号子育て部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号子育て部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

5 第18条第3項の1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

6 第18条第3項第2号の時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第21条に次の1項を加える。

2 この規程に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業については、姫路市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第41号）及び姫路市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和5年規則第24号）の規定の例によるものとする。

る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条第3項の改正規定、第18条の2第4項の改正規定、第18条の3第2項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第18条の4第2項の改正規定及び第21条に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第18条第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第18条の3第2項の改正規定（「子育て部分休業」を「第18条の4第1項の子育て部分休業」に改める部分に限る。）、第18条の4第1項及び第3項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定 令和7年11月1日

### (経過措置)

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における第18条第3項第2号に掲げる時間に係る子育て部分休業の承認を受けようとする場合におけるこの規程による改正後の第18条の4第6項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「32時間30分」と、同項第2号中「10を乗じて得た時間」とあるのは「4.2を乗じて得た時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てて得た時間）」とする。